

広島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年四月十五日までの間、縦覧に供する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

御幸松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市山手町三丁目五四番地先から 福山市津之郷町大字津之郷字谷尻一〇一五番 四地先まで	一七・〇〇〇 四四・七〇〇	一七・〇〇〇 四四・七〇〇	三・八〇〇 〇〇	一、〇五七 七〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 九〇〇・〇〇 メートル
	一、〇五七 七〇	一、〇五七 七〇	九三九・〇〇		